

日本高等教育評価機構が行う認証評価の概要

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ

公益財団法人 日本高等教育評価機構

2025.5.28

◆日本高等教育評価機構（JIHEE）について

○ 設立母体＝日本私立大学協会、2004年11月25日設立

○ 認証評価事業

延べ1000校を超える
認証評価を実施

●大学機関別認証評価

会員校 345大学

受審校 285大学(第1期)、333大学(第2期)、
340大学(第3期)

●短期大学機関別認証評価

会員校 27短期大学

受審校 16短期大学(第2期)、27短期大学(第3期)

●ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価
過去3回実施(H22、H27、R2)

◆ 評価基準等(大学・短期大学共通)

第4期の基準構成イメージ図

基準1	使命・目的
基準2	内部質保証
基準3	学生
基準4	教育課程
基準5	教員・職員
基準6	経営・管理と財務

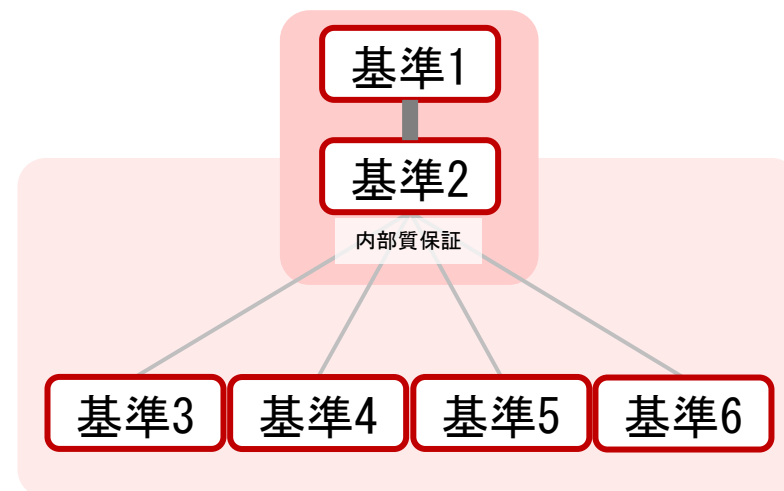
※1 独自基準とは

6つの基準以外に、受審校が個性・特色として重視している領域を独自の「基準」「基準項目」「評価の視点」として設定

例えば：社会貢献、国際協力、研究活動 など

※2 特記事項とは

独自基準のほかに、受審校が特筆したい教育研究活動や事業などを1ページ3つまで記述することができる



基準項目:21 評価の視点:51

+

独自基準※1

+

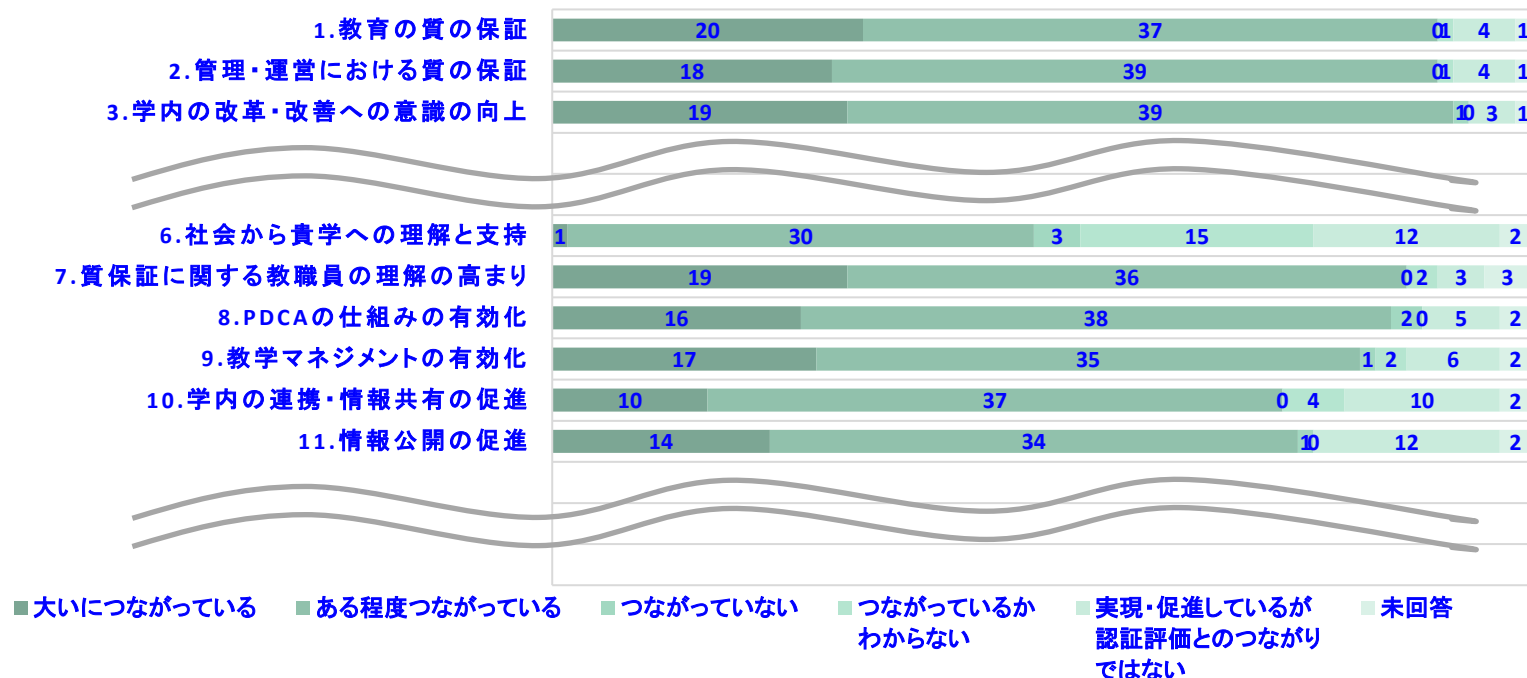
特記事項※2

◆受審の流れ

申請年度	7月	評価の申込み及び受付	
	9月	受審校担当者への研修	
	12月	実地調査日程決定	事前相談の実施
受審年度	4月	機構担当者の決定及び評価料の支払い	
	5月	評価チーム決定	5名のチーム編成 団長1名、教育系2名、事務系2名
	6月	自己点検評価書等提出	
	7月	書面調査開始	
	9月～11月	実地調査	コミュニケーションを重視 意見申立て2回
	12月	評価チームによる報告書案を通知、意見申立て受付	
(翌年)	2月	評価報告書案を通知、意見申立て受付	
	3月中旬	評価結果を通知	事後相談の実施

◆大学の改善へ与えた効果や具体的事例

Q「今までに認証評価を受けたことが、実現や促進につながっている」と思う項目（抜粋）

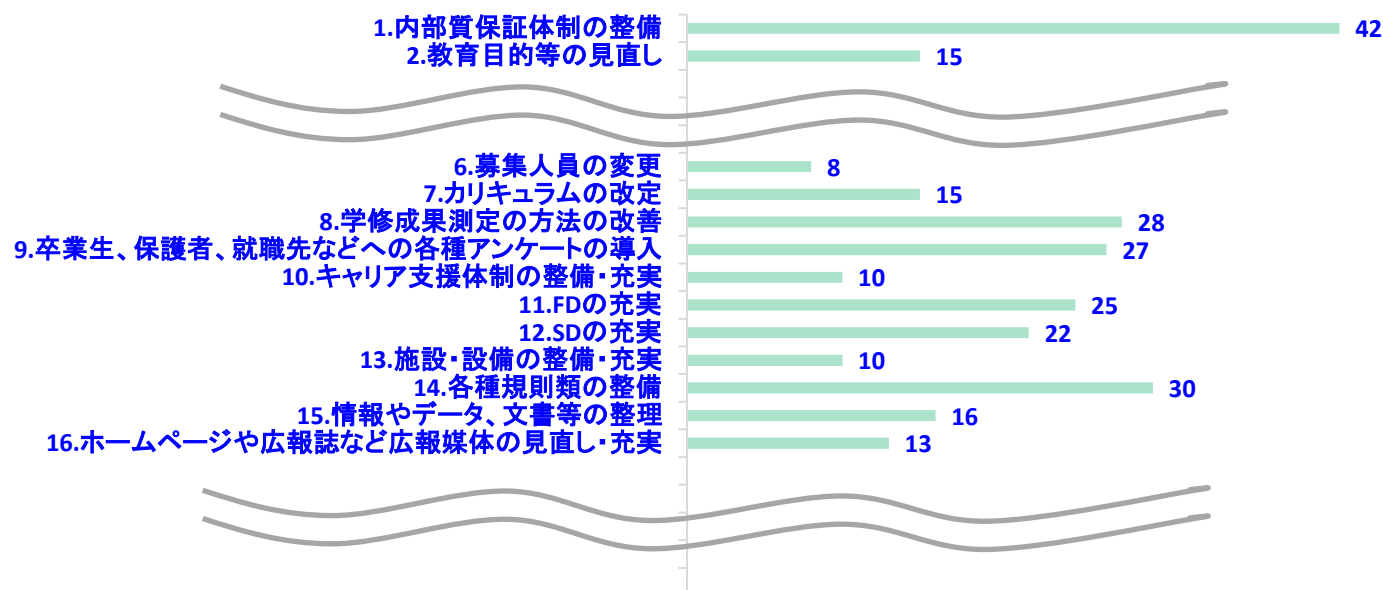


「大いにつながっている」「ある程度つながっている」の合計値で、
「学内の改革・改善への意識の向上」 63校中58校（92%）
「教育の質の保証」 63校中57校（90.5%）
「管理・運営における質の保証」 63校中57校（90.5%）
一方、「社会から貴学への理解と支持」 63校中31校（49.2%）

出典：『認証評価に関する調査研究（第11号）』
アンケート調査（H30～R2受審大学74校、短大3校）
回答数 大学61校、短大2校（回答率81.8%）

◆大学の改善へ与えた効果や具体的事例

Q「直近の認証評価を契機とした取組み (実施または計画していること)」(抜粋)



「内部質保証体制の整備」 63校中42校(66.7%)

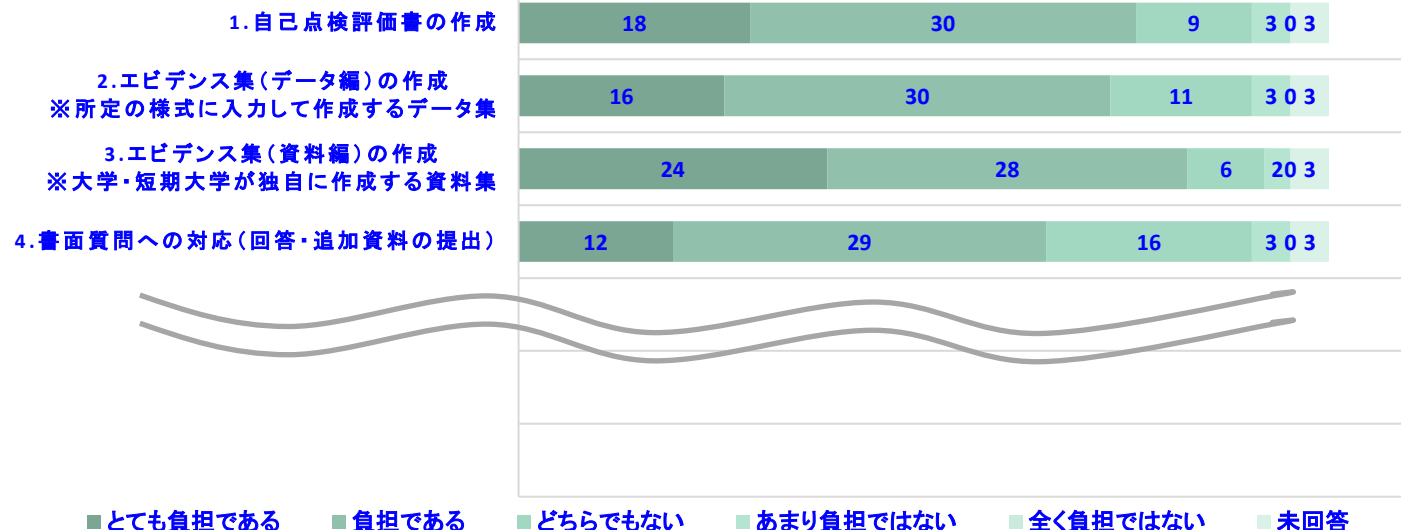
「各種規則類の整備」 63校中30校(47.6%)

「学修成果測定の方法の改善」 63校中28校(44.4%)

出典：『認証評価に関する調査研究(第11号)』
アンケート調査(H30~R2受審大学74校、短大3校)
回答数 大学61校、短大2校(回答率81.8%)

◆ 現行の認証評価制度に対する課題認識

Q「認証評価を受けることに負担を感じるか」（抜粋）



「エビデンス集（資料編）の作成」 63校中52校（82.5%）

「自己点検評価書の作成」 63校中48校（76.2%）



令和7年度から大学、評価員双方の負担の軽減

- 1) 提出資料のデジタル化(自己点検評価書、データ編、資料編)
- 2) 必須の提出資料の精選「指定するエビデンス資料」
- 3) 公開情報はURLの提示に代替

出典：『認証評価に関する調査研究（第11号）』
アンケート調査（H30～R2受審大学74校、短大3校）
回答数 大学61校、短大2校（回答率81.8%）

第三期大学機関別認証評価（カッコ内は不適合校数）

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
15 (0)	17 (0)	42 (2)	56 (1)	67 (1)	70 (2)	73 (3)	340

評価結果 340校中 適合 331校 不適合 9校

追評価結果 1校中 適合 1校（R4実施）

基準「内部質保証」で「改善を要する点」の指摘を受けた
大学340校中延べ119件

内部質保証の実質化が急務
学生や学外関係者などの意見を踏まえることも重要

◆ 現行の認証評価制度に対する課題認識

基準2. 内部質保証

基準項目・評価の視点

2-1. 内部質保証の組織体制

- ① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- ① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- ② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

2-3. 内部質保証の機能性

- ① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

[HOME](#) > [機構の活動](#) > JIHEE channel

内部質保証等の評価基準を動画で解説

https://www.jihee.or.jp/service/youtube_channel/

◆「知の総和」答申を踏まえた新たな評価制度に期待すること

○認証評価制度の見直し

・認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。

⇒在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか、達成度を評価することは重要と考える。

一方、数段階の評価を示すなどの工夫は各評価機関の判断に委ねられるべきであり、一律に数段階の評価を示すことを制度上整備し、全ての評価機関に求めることは、2002年8月の「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」の第三者評価制度の導入において謳われている「様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である。」という内容と相反するものである。

更に、機関別から分野別への評価制度の変更は、評価機関では分野ごとの評価員の確保、評価の統一性の確保などが困難であり、また多様な教育・研究を展開している高等教育機関はその対応のための負担も増えることが想定されるため、段階的な制度の移行や整備が求められる。